

# 山崎通の庶民の通行と沿道村々

高橋 伸拓

## 1 はじめに

本稿は、山崎通の庶民の通行について、旅行難民者救済システムを事例に考察するものである。

これまで、山崎通は参勤交代で使用された街道という面が主に取り上げられ、郡山宿では大名の休泊の動向や本陣の対応等が明らかにされてきた(丸山他 2000、清水 2015、茨木市 2016)。一方、山崎通の往来を考える上で、庶民の通行という点は検討の余地が残されているものと思われる。

本稿で取り上げる旅行難民者救済システムは、旅人が怪我や病気によって、自力で帰省が困難な時に、旅行難民となった場所の宿町村から在所まで村継で送り届けられたもので、元禄・明和令の制定過程や運用の実態について検討が進められている(柴田 2016)。山崎通での旅行難民者救済は、各自治体史で記述されているが(箕面市 1966、島本町 1975、高槻市 1984)、村の対応や山崎通全体の動向を体系的にまとめられてはいない。

以上を踏まえて、本稿では山崎通沿道の摂津国島下郡上野村の対応や救済システムをめぐる山崎通沿道村々の訴願を事例に検討する。上野村は村高 179 石 7 斗 3 升 9 合の小村で、宝永 3 年(1706)から仙洞料であった(註 1)。史料は主に摂津国島下郡上野村文書を使用する(註 2)。山崎通は全般に史料に乏しい状況にあり(飯沼 1997)、本稿は山崎通の街道としての特徴を考える上で新たな素材を提供するものである。

## 2 山崎通の旅行難民者救済システムの実態

旅行難民者救済システムは、江戸幕府が明和 4 年(1767 年)に発令した法令を元に運用された。ここでは、まず明和 4 年令の内容から旅行難民者救済システムの内容を確認し、山崎通における旅行難民者救済システムの実態を検討する。

明和 4 年令は、①五街道の宿々旅籠屋、脇往還その他の村々で宿を取る旅人が煩ったならば、療養を加えること。療養を加えずに宿継・村継することを禁止する。②旅人が往来手形を携帯しているかを確認し、旅行難民者の意思確認をし、在所まで村継をする。③難民者が死去した場合、村継

せずに、支配役所へ注進し、仮埋めする、④旅行難民者に係る費用は宿割・村割にするといった内容である(註 3)。この法令以後、旅行難民者があらわれた場合、全ての村が救済にあたることになったのである。それでは、旅行難民者救済システムが山崎通においていかに運用されたのか、その実態を検討する。

【表 1】は上野村を訪れた旅行難民者の出身地・旅行目的をまとめたものである。出身地は、美濃、加賀、山城、美作、武蔵、上野、近江、備中、出羽、下総、三河、備前、甲斐、尾張、出雲、越前、志摩、越後、伊予、下野、摂津、常陸国で、旅行の目的は西国三十三所順礼并四国辺度、一千ヶ寺参詣、四国西国并秩父坂東巡礼、四国辺路、廻国巡行、伊勢参宮、日本廻国、西国順礼、親鸞聖人旧跡順拝がみられる。全国各地から寺社参詣の旅に出て、旅行難民となった旅人が山崎通の上野村を通行していた。

山崎通の村々における旅行難民者の対応については、2つのパターンが存在した。まず、村が直接の領主へ届け出る事例を検討する。

### 【史料 1】(註 4)

口上覚 此通ニ而送り来り候ニ付  
耳原村へ相渡し

一城州乙訓郡西岡圓明寺村圓覚与申僧廻国巡行致候所、備中国下新庄村ニ而相煩村次送り来候所、中河原村難請取由申候ニ付右病人致吟味候所、步行難成難儀之由申聞相願候ニ付、領主江相届ヶ送り遣候間、巡々村次御送り届可被遣候以上  
阿部豊後守殿領分  
摂州豊嶋郡芝村大庄屋  
明和八年卯年二月廿日 西田勝蔵印  
村々役人衆中

本史料は、明和 8 年 2 月 20 日、摂津国豊島郡芝村の大庄屋西田勝蔵(註 5)が村々役人に宛てた口上覚である。山城国乙訓郡西岡円明寺村の円覚という僧が廻国巡行の途中、備中国で病気になり、村継された。しかし、中河原村が受け取らないため、病人を吟味したところ、歩行できず、難儀しているため、領主へ届けて送り出すので、村

継して送ってほしいとする。この旅行難民者を受け取った上野村が、口上覚を写し取って、耳原村へ渡したと記している。受け取りを拒否した村があった場合、直接の領主へ届け出て、添状（口上覚）を大庄屋が作成し、村継したのである（註6）。

次に、大坂町奉行へ訴え出る事例を検討する。

【史料2】（註7）

乍恐口上

田安御領知摂州嶋下郡

太田村

一間部源重郎様御知行所下総国相馬郡酒依村百姓浅右衛門忤儀八事、當時光禪右之者去ル亥正月方日本廻国ニ罷出候由之所、當八月備前国赤坂郡大松山村と申所ニ而足痛仕候ニ付御領主様江御断申上養生之上、あとだ（んカ）ニ乗せ本国江送り戻し候由村次送り越一昨廿三日私共西郷十日市村方差越候故、往来切手并村次送り状之表相改見申候所、相違も無之様ニ相見江勿論病人与申も足痛之儀ニ而丈夫ニ相見へ候故請取置、私次村宮田村江送り遣し候處、右宮田村申候者次氷室村と申ニ請取不申候故、何分難受取段申之候ニ付彼是申談候得共、埒明不申候ニ付乍恐御断奉申上候、右之通備前国方数多之村々無故障村次ニ私村方迄参候義ニ御座候間、乍恐何卒宮田村被為 御召出受取候様被為 仰付被下候ハ、御慈非難有可奉存候以上

太田村

明和九年辰八月廿六日 庄屋病ニ付代

弥兵衛

同村年寄

喜左衛門

御奉行様

右之者参り候節郡村方太田村迄内々申合セ被願出候所、同廿七日宮田村氷室村御召被成御呵之上受取候様被仰付候ひかへ

本史料は、明和9年8月26日に太田村の庄屋代人と年寄が大坂町奉行へ宮田村と氷室村の旅行難民者の対応について訴え出たものである。下総国相馬郡酒依村百姓浅右衛門忤の光禪が日本廻国をしていたところ、備前国赤坂郡大松山村で足痛となって行駄で本国へ送り戻すことになり、村継された。そして、太田村の西隣りの十日市村から送られたので、往来切手と村次送り状を改めたところ、相違もなく、足痛とはいえ、丈夫に見える

ので受け取り、次の宮田村へ送った。そうしたところ、宮田村は、次の氷室村が受け取らないため、受け取りがたいとし、太田村は宮田村を召し出して、受け取るように仰せ付けてほしいとする。結果、郡村から太田村までが内々に申し合わせて願ったところ、宮田村と氷室村が召し出され、叱りの上、受け取るように仰せ付けられたという。

この当時、太田村は御三卿田安家領、氷室村は高槻藩領、宮田村は幕府領で（註8）、領主が異なった。領主が異なる場合の問題の解決方法として、村が受取を拒否した場合、大坂町奉行の命令によって、村継を行なう場合もあったのである。

大坂町奉行へ訴え出る事例をもう一例確認する。安永3年正月、越前国坂井郡今市村の百姓嘉右衛門娘ふくと3才の女子に関する村継の事例をみると、道祖本村が地頭役所へ届けて見分してもらったところ、小児1人について往来書に記述がないため、大坂町奉行所へ届け出るようになった。結果、願いの通り、村継を仰せ付けられている（註9）。往来手形に疑義があった場合、大坂町奉行の許可の上で村継を行なっていたのである。

以上をまとめると、全国各地から寺社参詣の旅に出て、旅行難民となった旅人が山崎通の上野村を村継で通行していた。山崎通では、旅行難民者への対応として、①直接の領主へ届け出て村継を行なう場合と、②大坂町奉行へ訴え出て村継を行なう場合があった。領主が判断できない場合、最終的には大坂町奉行（幕府）の判断によって村継が行なわれたのである。

3 救済システムをめぐる山崎通沿道村々の訴願

続いて、これまで取り上げられたことのない、享和元年（1801年）の山崎通沿道村々が起こした訴願から、山崎通での旅行難民者救済システムの運用についてさらに考察を進める。

【史料3】（註10）

（編裏書）  
「往来者病人本海道遣度願書」

西三月廿三日中河原村方相廻り候写」

乍恐御訴訟

摂州武庫郡中村方同州東統

嶋上郡東大寺村迄も五拾八ヶ村

一私共村々之儀ハ摂州西ノ宮方東統山崎海道筋ニ御座候、然ル所明和五子年東国五海道其外村々ニ而宿を取候於人煩候ハ、其所ニ而療養を加

へ病人早速快無之在所へ帰り度候得共、路用貯無之間送り届ヶ呉候様申候ハ、最寄之御支配所へ訴之差図を請、加籠ニ而送り夫々次村ニ而も同様取計在所へ可送遣被為委細被仰渡奉畏候、然ル所近年右送り者病人之儀本海道筋江相送り可被申候所西之宮方私共村々江送り越被申迷惑至極奉存候、全躰山崎海道筋之儀ハ枝道ニ而小村困窮之場所ニ御座候所、近年多分之費相掛リ殊ニ北海道筋者庫川、猪名川之大川、其外山川七八ヶ所も所々ニ有之出水之節ハ往来二三日も相留り候事夏向度々有之、送り者病人所々ニ而相滞日数及延引ニ申候病人国本へ帰り候も及遅滞并私共村々ニ而ハ病人逗留為致、右ニ付臨時物入相掛リ困窮之百姓共難渋弥増歎ヶ敷奉存候ニ付、乍恐御願奉申上度何卒以来者西之宮方本海道江送り病人西之宮方本海道筋江相送り被申候口趣被為 仰付被下候様奉願上候、御聞届被為成下候所御慈非難有仕合ニ可奉存候以上

撰 武庫郡中村方同州

三月廿七日 嶋上郡東大寺村迄五拾八ヶ村

惣代

(カ) 中村伊右衛門

昆陽村源二郎

稲名村市郎右衛門

郡村

喜左衛門

中河原

新蔵

芥川

周助

梶原村

七左衛門

御奉行様

本史料は、内容から後掲の【史料4】の以前に出された願書で、年の記載を欠くが、端裏書の西年は享和元年（1801年）と考えられ、山崎通の58か村（註11）が大坂町奉行に訴え出たものである。本史料に出てくる本海道とは、東海道のこと、山崎通の58か村では、枝道で困窮し、大川（註12）等があり、出水の時は村継が止まり、負担であるため、西宮宿が送ってくる病気の旅行難民者を、東海道のルートを使って、村継してほしいと願っていたのである。

【史料4】（註13）

(端裏書) 「享和元年

西三月往来者病人西ノ宮方本海道江遣度願  
但シ廿七日願御聞届無之  
依之廿九日ニ差出候下書」

乍恐口上

山崎海道筋五拾五ヶ村

惣代共

一私共村々方一昨廿七日送り者病人近年多分参り候ニ付本海道江差遣度段御願奉申上候処、段々御利解被為 仰聞奉恐入候、右ニ付本海道山崎海道道法相考候処、本海道凡五百三拾八丁、山崎海道五百拾八丁、左候へハ漸々廿町程之様ニ御座候、勿論私共村々江者但馬有馬江入湯者共、其外上田海道筋方送り越申候者共数多有之、尚又西国方京都并北国地へ罷帰り候者共多ク御座候得共、是等ハ承知仕候罷有候、其上西国方東国江帰り候病人送り越し被申上候甚迷惑至奉存候、願書ニも奉申上候通私共村々之内二者川々拾ヶ所も有之、出水之節ハ八川支ニ而三里五里之間ニ而二三日も送り者相滞国元江早ク送り遣度旨ヲ以既ニ廿丁計近道を遣候迎帰而帰国延引ニ相成 御上様之御憐愍ニ茂相背テ私共村々ニハ費有之難儀歎ヶ敷奉存候ニ付不得止事奉願上候何卒右之段被為 聞召分御憐愍之上本海道江差送り候様西之宮江被為 仰付被下候ハ、御慈悲難有可奉存候已上

享和元年

五十五ヶ村惣代

西三月廿九日

撰州武庫郡中村

頭百姓 伊右衛門

同州同郡常松村庄屋

市左衛門

同西昆陽村庄屋

新右衛門

同州川邊郡山田村庄屋

五右衛門

同寺本村庄屋

龜右衛門

同昆陽村年寄

儀左衛門

同千増村年寄

庄蔵

同大鹿村庄屋

兵蔵

同辻村年寄  
治郎兵衛  
同苧豊嶋郡東稲村  
庄屋  
市郎右衛門  
同嶋下郡郡村  
喜左衛門  
同中河原村庄屋  
新蔵  
同嶋上郡芥川村庄屋  
周助  
同梶原村庄屋  
七左衛門

御奉行様

【史料3】を3月27日に大坂町奉行へ出したが、聞き届けられなかったため、2日後の享和元年3月29日に山崎通55か村の惣代が大坂町奉行に訴え出ている。【史料3】では58か村であったものが、本史料では3か村減って、55か村となっている。ここでは、但馬・有馬へ入湯の者ら、その他上田海道筋より送り越す者（註14）、西国より京都ならびに北国へ帰る者らが多く、西国より東国へ帰る病人を送り越すように申されるが、迷惑である。川々が10か所もあり、出水の時は送り者の村継が滞って費えがあり、難儀している。そのため、本街道へ送るように西宮へ仰せ付けてほしいとする。以上のように、西宮宿が東海道ではなく、山崎通へ病気の旅行難民者を村継していることが問題となっている。

それではなぜ、西宮宿は東海道に村継しなかったのか。西宮宿から山崎通への村継の事例をみると、明和6年には西宮宿が足痛の旅行難民者を大坂町奉行の指示によって、山崎通へ村継を行なっている（註15）。また、背景として、この当時は安永5年（1776年）に道中奉行が山崎通宿駅の困窮に配慮し、参勤交代の大名はできる限り本街道を通行するようとしている（茨木市2016）。こうして、山崎通は、参勤交代での大名の交通が制限され、大名の交通量が減っていた。また、安永7年9月には、昆陽・瀬川・道祖本村が近年一般旅行者の通行が著しく減少し、生活に差し支えているとする（箕面市1966）。

以上をまとめると、大坂町奉行は明和4年令の発令当初から、山崎通を旅行難民者救済システム

の通路として位置付けており、幕府が差配していた。幕府は、山崎通の安永5年以降の交通量の減少のため、山崎通に旅行難民者の村継を負担させ、相対的に交通量が増えることになった東海道への村継を許可しなかったのではないか。幕府が山崎通と東海道の機能分けをしていた可能性が考えられる。なお、本一件の結果は不詳であるが、認められなかったものと考えられる。

#### 4 おわりに

最後に山崎通の庶民の通行について、本稿の内容をまとめておきたい。

全国から寺社参詣の旅に出て、旅行難民となった旅人が山崎通の上野村を村継で通行していた。山崎通では、旅行難民者への対応として、①直接の領主へ届け出て村継を行なう場合と②大坂町奉行へ訴え出て村継を行なう場合があった。

このように運用される中で、享和元年に山崎通の村々が大坂町奉行に訴え出た。山崎通の村々は、西宮宿が送ってくる病気の旅行難民者を、東海道のルートを使って、村継してほしいと願っていた。西宮宿が東海道に村継しなかった理由として、幕府は、この当時、山崎通の交通量が減っていたため、相対的に交通量が増えている東海道への村継を許可しなかったのではないかと推測した。すなわち、山崎通は病気の旅行難民者を村継する街道として機能していた可能性がある。

享和元年の訴願以降の山崎通における旅行難民者救済システムの展開及び庶民の通行について今後も追究していきたい。

#### 註

- 1) 享保3年「明細帳」（撰津国島下郡上野村文書（以下、上と略）53、茨木市立文化財資料館蔵、以下同）。
- 2) 旅行難民者に関わる史料は明和5年（1768年）から享和4年（1804年）まで確認でき、村継された旅行難民者が上野村を訪れた際に、村で記録したものと考えられる。上野村文書の概要については、本号掲載の岡直斗「撰津国島下郡上野村文書目録」の解題を参照されたい。
- 3) 高柳眞三・石井良助編『御触書天明集成』（岩波書店、1936年）2438号。
- 4) 明和8年「口上覚（乙訓郡西岡円明寺村円覚廻国巡礼中村次送りにつき）」（上329）。
- 5) 忍藩阿部家は撰津国川辺郡新田中野村に陣屋を設

定し、領地村々を新田組・昆陽組・芝組（東組）の三組に分け、各組に大庄屋を置いていた。芝組の大庄屋は、芝村の西田宗左衛門が務め、天明期から文政10年（1827年）の一橋領知への支配替え直前まで大庄屋に在職していたという（茨木市2016）。勝蔵は宗左衛門の先代と考えられる。

6) この当時、芝村は忍藩阿部家領、中河原村は御三卿田安家領、上野村は仙洞料、耳原村は美濃加納藩領であった（『角川日本地名大辞典 27 大阪府』平凡社、1983年）。このように各村で領主が異なったが、領主（忍藩）へ届けた旨を記した添状が他領でも効力を持っていたことが分かる。

7) 明和8年「乍恐口上（下総国相馬郡酒詰村光禪村次送りにつき）」（上491）。

8) 『角川日本地名大辞典 27 大阪府』（平凡社、1983年）。

9) 安永3年「口上（福井太守預所坂井郡今市村百姓嘉右衛門娘ふく并女子・金津村伯母村次送りにつき）」（上405）。

10) (近世)「乍恐御訴訟（旅人の病人西宮より本海道筋へ送り候様仰せ付け願）」（上350）。

11) 「山崎通分間延絵図」では、中村から東大寺村までは宿場も含めて、57か村が確認でき（児玉・武藤1978）、村数に齟齬があるが不詳である。

12) 山崎通を縦断する川は水無瀬川、檜尾川、芥川、安威川、手倉川、勝尾寺川、箕面川、猪名川、武庫川、廣田川、東川等がある（児玉・武藤1978）。

13) 享和元年「乍恐口上（旅人の病人送り本海道へ差送り候様西宮へ仰せ付け願）」（上387）。

14) 「山崎通分間延絵図」では、昆陽宿から有馬温泉へ道法2里の道、瀬川宿の付近から有馬へ道法5里の道、摂津国川辺郡大鹿村から但馬へ道法36里の道がある（児玉・武藤1978）。上田街道については不詳である。

15) 明和6年「送状事（加賀国金沢田町吉左衛門村次送りにつき）」（上460）。

参考文献（五十音順）

茨木市史編さん委員会 2016『新修茨木市史 第二巻通史II』  
茨木市史編さん委員会 2009『新修茨木市史 第五巻史料編近世』

柴田純 2016『江戸のパスポート』吉川弘文館

飯沼雅行 1997「山崎道における公儀制札馬借所と領主制札馬借所について」『交通史研究』40号 pp. 46-60

島本町史編さん委員会 1975『島本町史 本文編』島本町役場 pp. 360-362

清水邦彦 2015「山崎通郡山宿における岡藩主中川氏の

宿泊」『Musa 博物館学芸員課程年報』29号 追手門学院大学文学部博物館学研究室 pp. 1-6

高槻市史編さん委員会 1984『高槻市史 第2巻 本編II』高槻市役所 pp. 201-204

箕面市史編集委員会 1966『箕面市史 第二巻』箕面市役所 pp. 477-480

児玉幸多監修・武藤直解説 1978『山崎通分間延絵図 第一巻』『同 第二巻』東京美術

丸山雍成監修、梶洗・福留照尚編 2000『椿之本陣宿帳』向陽書房

表1 山崎通上野村通行の旅行難民者

No.	年月日	名	出身地(国・郡・村)・肩書	旅行目的
1	明和 5.4.26	平八	美濃 惠奈郡大井宿	西国三十三所 順礼并四国 辺路
2	明和 6.11.6	吉左衛門	加賀 金沢田町河合屋仁兵衛 利兵衛母	西国
3	明和 7.7.17	圓覚	山城 乙訓郡西岡圓明寺村 浄土宗長福寺弟子	四国西国并秩 父坂東巡礼
4	明和 7.9.15	四国邊路 之者		四国辺路
5	明和 7.12.2	小女	山城 京都御三間町若狭屋 利兵衛母	四国辺路
6	(明和 7カ)9	平八	美濃 惠奈郡大井宿	四国辺路
7	明和 8.7.15	りゑ	美作 大久保加賀守領分ひと り大明神社司村上伊勢 守妻	伊勢参宮
8	明和	八助	武蔵 児玉郡入浅見村	一千ヶ寺参詣
9	明和8.8	春悦	山城 京都黒谷寺中東北院 弟子僧	廻国順行
10	明和8.9	—	上野 山田郡桐生高津戸村	—
11	明和8.10	与兵衛	上野 利根郡国分村	四国西国順礼
12	明和9.3.4	喜兵衛	近江 中郡小藤太村	四国遍路
13	明和 9.4.13	かな・妹は な	備中 賀陽郡種井村百姓六 之助娘	伊勢参宮
14	明和	治郎兵衛	出羽 村山郡野邊澤村	廻国
15	明和 9.8.26	光禪	下総 相馬郡酒依村間部源 重郎知行百姓浅右衛 門控儀八事	日本廻国
17	安永 2.3.13	くに・つま まつ	三河 八名郡吉田領天王村	西国順礼
18	安永2.4.3	伊八郎	備前 佐野郡国守村清助弟	西国順礼
19	安永2.4.5	しげ・ゑん	三河 八名郡賀茂村・同村四 間町市右衛門女房・七 右衛門女房	—
20	安永 2.4.22	観蔵	三河 宝飯郡原形村光明院 弟子	—
21	安永2.5.5	改右衛門・ 妻亀	甲斐 山梨郡府中魚町	—
22	安永 2.5.18	三津屋文 治郎并母	美濃 尾張家領安八郡神戸村	西国順礼
23	安永2.6	きわ	出雲 能儀郡荒島村百姓与 八母	—
24	安永 3.1.29	ふく・女子1 人(3歳)・ 伯母1人	越前 福井太守預所坂井郡 今市村百姓嘉右衛門 娘、国同郡金津村	西国順礼
25	安永4.9.3	兵次郎	志摩 稲垣対馬守知行所答 志郡渡鹿野村清吉弟	四国辺路
26	(近世)	ゑね	越後 —	—
27	(近世) 酉.6.2	忠七	尾張 葉栗郡村久野村	廻国
28	(近世) 巳.6.13	治兵衛	三河 岡崎村	—
29	(近世)酉	随慈	伊予 松平内膳正領分越知 郡今張日町西本願寺 院當高寺弟子僧	親鸞聖人旧跡 順拜
30	(近世) 巳.11	六左衛門	下野 日光宮領分志田郡百 姓	—
31	(近世) 子.10.3	女	摂津 大坂者	—
32	(近世) 卯.2.25	伝右衛門	常陸 河内郡宮瀨村	廻国順行
33	(近世) 辰.6.23	善夜	武蔵 江戸浅草	—

出典：摂津国島下郡上野村文書463・460・470・462・329・461・492・364・  
490・482・365・402・468・131・491・388・385・459・480・458・216・483・475・  
405・330・228・399・404・406・429・456・457・471-1・473・487(茨木市立文  
化財資料館蔵)より作成